

～キラリと光るまち ひのちょう～

# 広報ひの

おしらせ版

2022年12月5日号

No. 705

- 発行・編集 日野町役場 企画政策課
- 電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
- ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
- 電子メール [info@town.hino.tottori.jp](mailto:info@town.hino.tottori.jp)

## 年末の交通安全県民運動

期間 12月12日(月)～21日(水)

【交通安全県民運動スローガン】

「ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離」

【運動の重点】

- ①歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進 ③飲酒運転の根絶
- ④チャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底

### 【総務課からのお知らせ】

#### 灯油・ガソリン・LPガス 購入費助成事業について

燃油価格高騰や新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響で、燃油費用が増大しています。

町では、世帯の経済的負担の軽減と生活の安定を図るため、冬季間の暖房等に必要な灯油等の購入費を助成します。

**内容** 12月中に、「日野町灯油・ガソリン・LPガス購入券」を世帯主宛に送ります。購入券に記載のある町内事業者にて、灯油等の購入ができます。LPガス料金に使用したい場合は、事前に事業所までご相談ください。

**購入券の額** 2万円分(千円×10枚つづり×2冊)

**使用期間** 12月21日(水)～2月28日(火)まで

**対象世帯** ▼令和4年11月30日時点で、町の住民基本台帳に登録されている世帯(医療・介護施設および学校の寮に住所を置いている世帯を除く) ▼令和5年1月31日までに転入した世帯

**問合せ先** 役場総務課(電話72-0331)

### 【産業振興課からのお知らせ】

#### 販売野菜などの種苗費の 補助が受けられます

町では、農家の所得と意欲の向上を図るため、販売野菜などの種苗費補助を行っています。

**対象者** ▼町内に住所がある人▼

町内の生産グループに所属している人および個人生産者

**対象となる種苗費** 令和4年度に販売された野菜・花きの種苗費

**補助率** ▼苗代の1/3 ▼種子代の1/2

**申請に必要なもの** ▼種苗費の領収書・レシートの写しなど(レシートには氏名を記載のこと) ▼販売証明書類(令和4年4月から申請時まで、生産グループは9万円以上、個人生産者は4万5千円以上の販売額が必要です)

**申請手続** 1月31日(火)までに申請してください。申請書類は、役場産業振興課またはJA日野支所日野営農センターにあります。

**問合せ先** 役場産業振興課 担当入澤(電話72-2101)

#### 日野町くらし応援商品券 の利用はお早めに

8月に発行しました「日野町くらし応援商品券」につきまして、利用期限が令和4年12月31日(土)までとなっています。

お手元に未使用の商品券をお持ちの方は、町内の商品券取扱店をご利用ください。なお、利用期限をすぎますと使用できなくなりますので、ご注意ください。

**利用期限** 12月31日(土)まで

**問合せ先** 役場産業振興課 担当中田(電話72-2101)

### 【住民課からのお知らせ】

#### マイナンバーカード休日・時間 外交付、申請窓口について

マイナンバーカードの休日、時

間外窓口を開設します。平日昼間に都合が合わない人は、この機会にご利用ください。

**日時** ▼12月9日(金)、12月20日(火) 午後5時15分～午後7時30分まで ▼12月11日(日)、12月24日(土) 午前9時～午前11時30分まで

**場所** 役場住民課

**内容** マイナンバーカードの交付および申請受付補助、マイナポイント申込補助

**申込み** 休日・時間外窓口は2日前までに予約が必要です。窓口または電話にてお申込みください。

**その他** 自治会やグループ活動などへの出張申請も随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

**申込みおよび問合せ先** 役場住民課(電話72-0333)

### 【日野高校からのお知らせ】

#### 日野のまちつながりコン サートを開催します

日野高校の音楽の授業を選択している生徒や音楽部の活動を行っている生徒が中心となって、地域住民の皆さんと一緒に合唱などを披露します。ぜひ、お越しください。

**日時** 12月10日(土) 午前11時開演(午前9時30分～ワークショップ)

**場所** 町文化センター・ホール森の音楽隊

**入場** 無料

**問合せ先** 日野高等学校(電話72-0365)

## 【そのほかのお知らせ】

### 聴覚障がい者用情報機器 貸出について

きこえない・きこえにくい人の意思疎通支援のための情報機器（ヒアリングループおよびコミュニケーション）の貸し出しを行っています。

**利用対象者** ▼身体障害者手帳（聴覚）の交付を受けた県内在住のきこえない・きこえにくい個人  
▼県内のきこえない・きこえにくい人の関係団体・学校教育法に定める学校・官公庁・福祉関係団体およびボランティア団体・その他管理者が認めたもの

**利用料** 無料

**利用期間** 1週間以内

**利用方法** 利用登録後、情報機器借用申込書を、最寄りの聴覚障がい者センターに提出してください。（※利用1週間前までに提出）

**問合せ先** 鳥取県西部聴覚障がい者センター（電話 0859-30-3659）

### 暖房器具は点検してから ご利用を！

寒くなり、暖房器具を使い始める時期となります。使用する前に点検し、使用方法などをご確認ください。空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。火の取り扱いには十分注意してください。

#### 【暖房器具取り扱いの注意点】

▼カーテンや布団、紙類などの燃えやすいものをそばに置かないでください。

▼暖房器具をつけたまま就寝すると、気づかない間に布団などが暖房器具に接触して発火する恐れがあります。

▼暖房器具の上に洗濯物を干すと、洗濯物が落ちて発火する恐れがあります。

▼持ち越した灯油などは使用しないでください。

**問合せ先** 鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課（電話 0859-

35-1954）

### 労働相談ダイヤルを 開設します

安心して働いていますか？日本労働組合総連合会鳥取県連合会は「なんでも労働相談ダイヤル」を開設します。雇用形態にかかわらず、働く皆さんのトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でこたえます。お気軽にご相談ください。

**実施期間** 12月8日（木）～9日（金）午前10時～午後7時

**相談番号** 0120-154-052

**問合せ先** 日本労働組合総連合会鳥取県連合会（電話 0857-26-6605）

### 『無料法律相談会』開催

鳥取県司法書士会では、次のとおり相談会を開きます。お気軽にご利用ください。

**日時** 12月14日（水）午後2時～午後4時（前日までに要予約）

**場所** 米子コンベンションセンター

**内容** ▼相続▼不動産登記▼会社・法人登記▼成年後見▼多重債務など  
**予約および問合せ先** 鳥取県司法書士会（電話 0857-24-7024）

### 鳥取県勤労者美術展 出品作品募集

第69回鳥取県勤労者美術展の出品作品を募集しています。

**対象者** 県内在住または県内で勤務している勤労者および退職者、家族

**部門** ▼写真▼洋画▼日本画▼書道  
**出品点数** 1部門につき1点（未発表作品に限る）

**受付期間** 12月20日（火）まで  
**申込みおよび問合せ先** 一般財団法人鳥取県勤労者福祉協議会勤労者美術展事務局（電話 0857-27-4188）

### 林業退職金共済制度（林退共）へ加入しませんか

林退共は、昭和57年に発足した林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主が従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、林業界全体の退職金制度です。

**備考** ▼掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。▼掛金の一部を国が免除します。▼雇用事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

#### 【事業主の皆さんへ】

▼共済証紙は労働日数に応じて適正に貼り付けてください。

▼共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

**問合せ先** 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部（電話 03-6731-2889）

### 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主（共同経営者含む）または会社などの役員の人々が事業を廃止された場合や退任された場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく、国がつくった共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」です。

この制度の特徴は、①掛金は全額所得控除②事業廃止や役員退任の際などに受け取る共済金も、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなり、いずれも節税効果があります。

詳しい内容のお問い合わせと加入申込みは、商工会、商工会議所、金融機関の窓口などにお問い合わせください。制度の運営は、中小企業基盤整備機構が行っています。

**問合せ先** 共済相談室（電話 050-5541-7171）